

「私立大学研究ブランディング事業」の選定プロセスに関する調査等について

平成30年度の本件事業の適正な執行を確保するため、以下の手続きにより調査等を行うこととする。

(1) 選定プロセスの制度等の調査 (文部科学省の他の公募事業と同種の調査)

文部科学省の他の公募事業と同様、選定プロセスに、文部科学省職員を含めた特定の者の恣意的な意向が反映されない制度や運用となっているかについて担当課において調査。

(2) 選定プロセスの各段階の作業チームによるチェック

上記(1)に加え、公募開始から支援対象の決定までのプロセスの各段階において、作業チームのチェックを受けながら手続きを実施。

(選定プロセスの検証ポイント)

- ① 現在までの選定プロセスの確認(作業済:8月中に事後的に検証)
→各大学等に対する情報提供、締切りの設定等において特定の者を利するような取扱いとなっていないか等、担当者からのヒアリングを通じて作業チームがチェック
- ② 事業委員会委員の選任 (8月中)
→利害関係者・利益相反者の排除等の観点から作業チームがチェック
- ③ 審査部会委員の書面審査分担決定 (8月中)
→利害関係者・利益相反者の排除等の観点から作業チームがチェック
- ④ 書面審査結果の集計・事業委員会向け資料の作成 (11月~12月)
→審査委員会の公正性・公平性確保等の観点から作業チームがモニタリング
- ⑤ 事業委員会による最終決定 (1月)
→審査委員会の公正性・公平性確保等の観点から作業チームが会議に立ち会い
- ⑥ 各大学への選考結果の通知 (2月)
→上記①~⑤について調査・検証チームに報告の上、その選定プロセスに問題がないと認められた場合、決裁過程について審査結果の恣意的な変更の排除の観点から作業チームがモニタリング